

News Release

2025年12月12日

各 位

株式会社 三十三銀行

平和製粉株式会社との「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」契約締結について

株式会社三十三銀行（頭取：道廣 剛太郎）は、持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、平和製粉株式会社（社長：樋口 玄）と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（※）」契約を締結しましたのでお知らせいたします。

本件の取り組みにあたっては、株式会社三十三総研（社長：東海 悟）がインパクト分析・特定のうえ評価書を作成し、株式会社日本格付研究所がポジティブ・インパクト金融原則との適合性を確認しました。今後も「三十三フィナンシャルグループSDGs宣言」のもと、企業活動を通じてSDGsの達成に貢献することで、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

（※）企業活動が「社会・経済・環境」のいずれかに与えるインパクトを包括的に分析・特定し、ポジティブインパクトが期待できる活動と、ネガティブインパクトを低減する活動を支援するもので、借入人様によるSDGs達成への貢献度合いを評価指標とし、借入人様から情報開示を受けながら当行がその過程を定期的にモニタリングするものです。

1. 融資概要

(1) 契約日	2025年12月12日
(2) 融資金額	300百万円
(3) 期間	7年
(4) 資金使途	運転資金

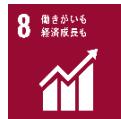
2. 借入人概要

(1) 企業名	平和製粉株式会社
(2) 所在地	三重県津市河芸町東千里字新界495番地1
(3) 事業内容	当社は、三重県を地盤に国産小麦の製粉と販売を行う企業である。最新の製粉設備と徹底した品質管理により、安全性と均質性の高い製品を提供し、顧客の要望に応じた最適な小麦をブレンドし提供するなど柔軟な対応力を強みとする。地元ベーカリーや製菓・外食企業との継続的な取引を通じ、三重県の食文化に貢献してきた。地域の食を下支えする製粉メーカーとして、今後も品質を軸にした価値提供を追求していく。
	 (当社新工場)
	 (立体自動倉庫)
(4) 従業員数	41名（2025年3月末現在）
(5) 資本金	10百万円

News Release

3. 特定インパクトと測定するKPI（一例になります。詳細は評価書をご参照ください。）

特定活動	安心安全な小麦粉の提供			関連するSDGs
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック	
	ポジティブ・インパクトの強化	社会	食料	
KPI	・2032年度までにJFS-C規格を取得する。			
取組施策等	・安全で高品質な小麦粉を提供するため、2025年5月に新工場及び第一定温倉庫 第二定温倉庫、ストックセンターを対象にJFS-B規格を取得。今後は生産工程の更なる安全性の向上とともに、適切な生産管理のもとで製造された安心安全な国産小麦を世界中に広げることを目的に、国際基準規格に則ったJFS-C規格の取得を進める。			

特定活動	地産地消の推進			関連するSDGs
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック	
	ポジティブ・インパクトの強化	社会経済	零細・中小企業の繁栄	
KPI	・2032年度までに、三重県産小麦の取扱量を20%増加させる。 (2018年～2024年度の7年中5年平均：6,766 t)			
取組施策等	・地元三重県産小麦の利用拡大と生産振興に資するため、「あやひかり」や「ニシノカオリ」等の県内で産出される小麦の約2分の1を同社が仕入れ、小麦粉に加工している。今後は、地元の生産農家と連携した小麦の開発を推進することで、三重県産小麦の生産量拡大を進める方針である。			

以上

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業: 平和製粉株式会社

2025年12月12日
株式会社三十三総研

三十三總研は、株式会社三十三銀行が、平和製粉株式会社に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、平和製粉株式会社の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則(PIF原則)」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク(モデル・フレームワーク)」に適合するよう、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業※1に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大企業以外の企業

目次

1. 評価対象の概要.....	2
2. 平和製粉株式会社の概要.....	2
2-1. 基本情報	
2-2. 企業理念等	
2-3. 事業内容	
3. サステナビリティに関する活動	12
4. 包括的インパクト分析.....	16
4-1. 包括的インパクト	
4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目	
5. KPI(重要業績評価指標)と SDGs との関連性.....	18
5-1. KPI 設定項目	
5-2. KPI 非設定項目	
6. サステナビリティ管理体制.....	23
7. モニタリング	23
8. 総合評価	23

※本評価書における出典に係る記載のない写真・図等については、同社のウェブサイトから引用。

1. 評価対象の概要

企業名	平和製粉株式会社
借入金額	300,000,000 円
資金使途	運転資金
契約日及び返済期限	2025 年 12 月 12 日 ~ 2032 年 11 月 15 日(7年間)

2. 平和製粉株式会社の概要

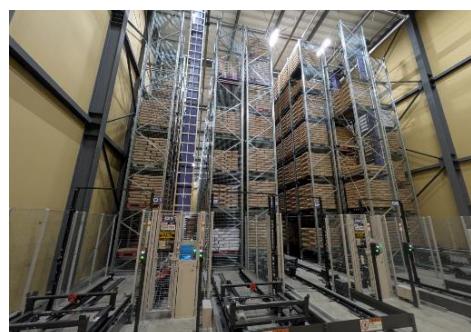
2-1. 基本情報

本社所在地	三重県津市河芸町東千里字新界 495 番地1											
代表取締役	代表取締役会長 樋口 宗明 代表取締役社長 樋口 玄											
従業員数	41 名(2025 年3月末現在)											
創業	1948 年											
資本金	10 百万円											
業種	製粉業											
事業拠点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新工場</td> <td>2022 年稼働開始。清潔で効率的な生産体制を取れるよう自社で設計。日産能力 200t を誇る。</td> </tr> <tr> <td>第一定温倉庫</td> <td>2018 年完成。約3万袋保管可能。</td> </tr> <tr> <td>第二定温倉庫</td> <td>2024 年完成。製品を7万袋保管可能。最新鋭の立体自動機械倉庫を導入することで、保管から取り出しまで完全自動化を実現。</td> </tr> <tr> <td>ストックセンター</td> <td>2024 年完成。小麦を約 1,400t 収容可能な自動ラック倉庫を導入。</td> </tr> </tbody> </table>		設備	機能	新工場	2022 年稼働開始。清潔で効率的な生産体制を取れるよう自社で設計。日産能力 200t を誇る。	第一定温倉庫	2018 年完成。約3万袋保管可能。	第二定温倉庫	2024 年完成。製品を7万袋保管可能。最新鋭の立体自動機械倉庫を導入することで、保管から取り出しまで完全自動化を実現。	ストックセンター	2024 年完成。小麦を約 1,400t 収容可能な自動ラック倉庫を導入。
設備	機能											
新工場	2022 年稼働開始。清潔で効率的な生産体制を取れるよう自社で設計。日産能力 200t を誇る。											
第一定温倉庫	2018 年完成。約3万袋保管可能。											
第二定温倉庫	2024 年完成。製品を7万袋保管可能。最新鋭の立体自動機械倉庫を導入することで、保管から取り出しまで完全自動化を実現。											
ストックセンター	2024 年完成。小麦を約 1,400t 収容可能な自動ラック倉庫を導入。											

沿革	1937年	米穀販売業創設
	1943年	樋口宗左衛門が樋口製粉業を開設 (津市白塚町 5009 番地)
	1948年	平和製粉株式会社に改名
	1956年	工場を新設 (津市白塚町 4996 番地)
	1977年	製粉工場を移転 (津市東千里 495 番地 1 現本社所在地) 日産設備能力 109t サイロ収容能力 2,616t
	1978年	樋口四郎左衛門(2代目)が代表に就任
	1985年	原料サイロを 1,760t増設 (サイロ収容能力 合計 4,376t)
	2003年	樋口宗明(3代目)が代表に就任
	2018年	外国産小麦の買付を止め 仕入は国産小麦 100%となる。
	2019年	第一定温倉庫完成 (製品 30,000 袋、750t収容)
	2022年	新工場完成 (日産設備能力 200t)
	2023年	第二定温倉庫完成
	2024年3月	立体自動倉庫完成(第二定温倉庫内) (製品 67,000 袋、1,675t収容)
	2024年4月	ストックセンター完成 (原料フレコン倉庫、原料 1,400t収容)
	2024年7月	樋口玄(4代目)が代表に就任



新工場



第二定温倉庫

2-2. 企業理念等

(1) 平和製粉の想い

黄金色の小麦畠のある日本の食文化を守りたい

平和製粉は、日本全国5位の小麦生産量を誇る地元三重県で生まれ、皆様に支えられながら今もなお成長を続ける企業です。小麦粉の製造工場として三重県のみならず、主産地である北海道産や東海・関西地域など幅広く多種多様な小麦を取り扱っております。

私たちは、製粉事業だけにとどまることなく、国産小麦の認知向上や品種開発などを進め、国内の生産者を支援するとともに、日本の食料自給率の向上と食文化の発展に貢献してまいります。

(2) 国産小麦への想い

【①自給率の向上と小麦産業の活性化】

食卓に広がるパンやうどん、お菓子などの加工食品に使用される小麦粉。その小麦粉のもととなる原料は小麦ですが、日本の自給率は 10%から 20%程度で、大半を海外からの輸入に頼っているのが現状です。しかし、昨今の国際情勢をみても安定した食文化を維持するためには、他の食物同様に小麦の自給率をさらに高めていくことが重要です。

そのために、当社としても製粉事業だけにとどまらず、行政、JA、生産者の皆様とともに多収でおいしい小麦の品種の開発・普及に対しての施策や、小麦を加工するお客様にも小麦の圃場を視察頂くことで、国産小麦の認知度をさらに高めて頂く活動にも取組を行い、国産小麦のサプライチェーンの中心的な役割を担う事業も積極的に進めております。



【②約6mm×2mmの一粒一粒を大切に】

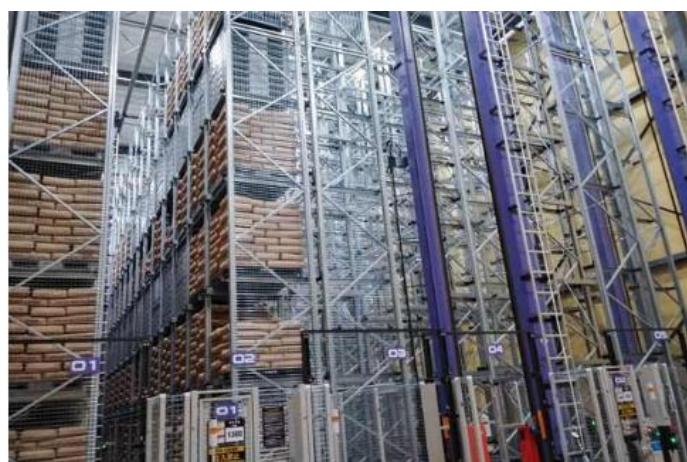
当社は、日本全国5位(令和4年産:約 25,000 トン)の小麦生産量を誇る三重県で生まれ、皆様に支えられながら今もなお成長し続ける企業です。

約6mm×2mm の大きさの国産小麦の一粒一粒。この国産小麦の一粒一粒があつて今の当社があるとの強い想いから、地元の三重県産はもちろんですが、主産地である北海道産、東海や関西地区の小麦、特殊な小麦やその他地域の小麦についても取り扱っております。

**【③平和製粉の願いとこれから】**

わたしたちの願いは、日本全国のより多くの皆様に、初夏に小麦色に色付く国産小麦を広く見て知っていただき、そして生産者の皆様がご苦労され丹精込めて収穫された安心安全な小麦で作った小麦製品をたくさん食べていただくことです。

そのために、2022 年には国産小麦専用の製粉工場を新規に稼働させ、2023 年には製粉した国産小麦を保管貯蔵する立体自動倉庫(第二定温倉庫)を新設、2024 年には JA の皆様と共に小麦を大切に長期間保管できるストックセンターも開設し、運用を開始しています。



2-3. 事業内容

(1) 概要

平和製粉株式会社(以下、同社)は、三重県を地盤に国産小麦の製粉と販売を行う企業である。三重県産・北海道産を中心に約20種類の多種多様な国産小麦を取り扱っている。

(2) 製粉事業

同社が取り扱う小麦の99%は国産小麦である。製粉業界は大手4社(日清製粉、ニップン、昭和産業、日東富士製粉)がマーケットの70%~80%のシェアを占める中、国産小麦に特化することで、大手との差別化を図り、国産小麦の品種ごとの特徴を生かした小麦粉作りを続けている。

<製造工程>

小麦の製粉加工は主に「精選」「調質」「製粉」「包装・出荷」の工程がある。



① 「精選」工程

「精選」は、小麦以外の種子や不純物を取除き小麦をきれいにする工程のことで、コンビクリーナーやスカラーラーといった機械を使用する。

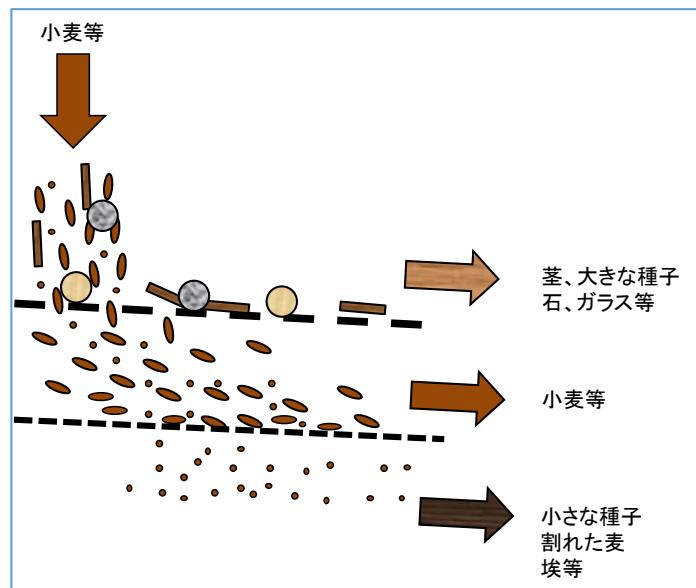
コンビクリーナーは、網の振動と空気の力をを利用して、茎・埃・大きな種子・石・ガラスなどの雑物を取除いている。そして、スカラーラーにて小麦同士をこすり合わせることで、土や雑菌などの汚れを除去し、純度の高い小麦を精選している。



スカラーラー



コンビクリーナー



コンビクリーナー内の精選工程

② 「調質」工程

「調質」は、小麦に水をかけて1~2晩寝かせて小麦に水を染み込ませる工程で、加水機や調質タンクといった機械を使用する。

加水機では、小麦に少量の加水を行っており、調質タンクでは、加水された小麦を一定時間寝かせている。これにより、表皮が柔軟になり胚乳との分離が良くなり、次の「製粉」工程で小麦粉に表皮が混入することを最小限に抑える効果がある。



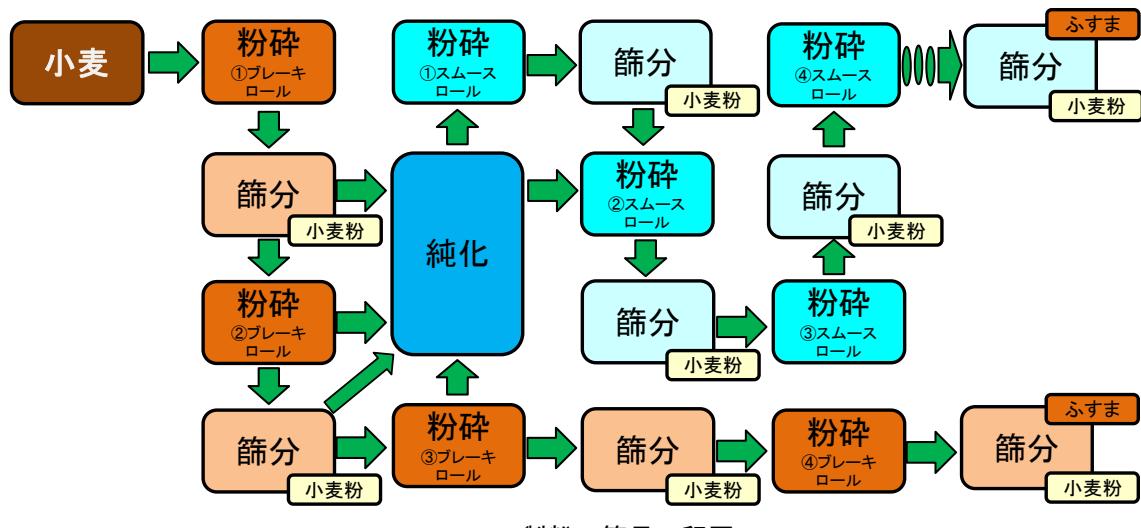
加水機



調質タンク

③ 「製粉」工程

「製粉」は、下図のように粉碎、篩分、純化を繰り返しながら小麦の中心から少しづつ小麦粉を取り出す工程である。以下、下図の「粉碎(ブレーキロール)」、「篩分」、「純化」、「粉碎(スムースロール)」について記載する。



製粉の簡易工程図

・「粉碎(ブレーキロール)」

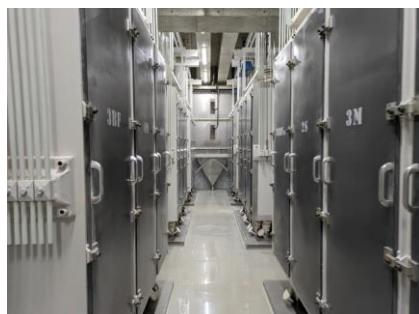
「粉碎(ブレーキロール)」は、精選、調質工程を経て粉碎し易くなった小麦を、ブレーキロールという歯(溝)の付いた機械を使用し、割って開いていくように粉碎することである。



ブレーキロール

・「ふるいわけ 篩分」

「篩分」は、ブレーキロールで粉碎された小麦を、シフターという機械を使用し、表皮に近い部分と胚乳部分に分ける工程である。表皮に近い部分は粉碎のためブレーキロールへ向かい、胚乳部分は純化工程へ向かう。また、ここで取れた小麦粉は製粉タンクへと流れる。



シフター

・「純化」

「篩分」だけでは小麦の表皮が残ってしまうことがあるため、ピュリファイヤーという機械を使用し、空気の力とふるいの振動により、比重の軽い表皮を取り除く工程を行う。



ピュリファイヤー

・「粉碎(スムースロール)」

粉碎(スムースロール)は、純化した胚乳を、スムースロールという表面が紙やすりのようにざらざらした機械を使用しすり潰すことで、小麦粉を製造する。



スムースロール

④「包装・出荷」工程

「包装・出荷」は、篩分・純化を終え出来上がった製品を、再篩という機械で篩にかけ、小麦粉の塊を除去するほか、金属探知機等を使用して、異物が混入していない事を確認し出荷する。



再篩(スクウェア一型)



金属探知機

<商品>

同社では、地元三重県産や北海道産など良質な小麦にこだわり、麺用やパン用など様々な用途毎に製粉を行っている。また、顧客からの要望に応じ、最適な小麦をブレンドし提供している。



同社が取り扱う小麦粉の一例

(3) 食品の安全対策の取組

同社は 2025 年5月に JFS-B 規格を取得し、食品安全方針を定めるなど、食品の安全管理の取組を推進している。JFS 規格とは、一般財団法人食品安全マネジメント協会が開発・運営する食品の安全管理の取組を認証する規格であり、「1. 食品マネジメントシステム(FSM)」、「2. ハザード制御(HACCP)」、「3. 適正製造規範(GMP)」の要素から成り立っている。同社が取得した B 規格は、現在日本国内において約 2,600 件が認証されており、入門的な立ち位置の A 規格(34 件)や、国際的な規格である C 規格(130 件)と比較して、最も一般的な規格となっている。

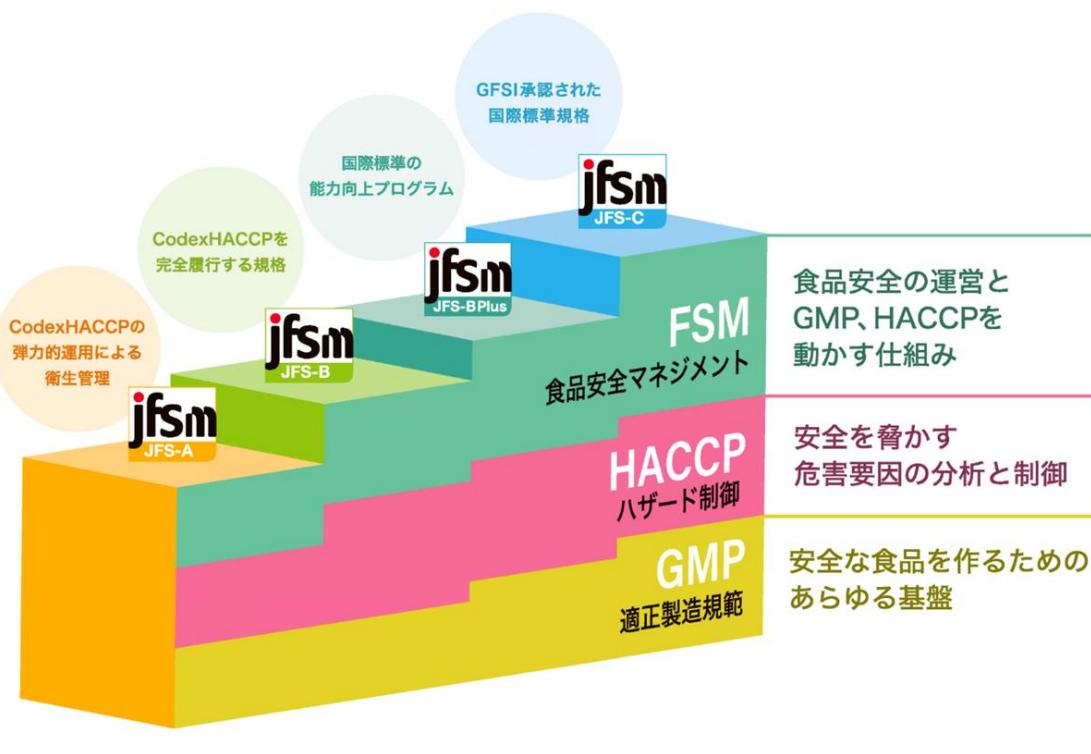
食品安全方針

1. 私たちは、食品安全マネジメントシステムのもとで、日本にて生産された小麦を100%使用した商品をみなさまへお届けします。
2. 私たちは、食品安全に関する法令・規制を遵守します。
3. 私たちは、国内小麦の生産から加工、流通、そして消費までのすべての皆様とともに安心安全なフードサプライチェーンを築き、継続的な改善を進めます。

2023年7月26日

平和製粉株式会社
取締役 樋口 右季

食品安全方針



一般財団法人 食品安全マネジメント協会 HP「JFS 規格の種類」より抜粋

(4) 太陽光事業

同社では、2024 年に 1,000kW の自家消費発電所の運用を開始。工場の稼働に必要な電力に對し、天気の良い日は 100%、年間平均で約3分の1の電力を再生可能エネルギーで賄っている。



同社工場の屋上に設置された太陽光パネル

3. サステイナビリティに関する活動

【安全安心な小麦粉の提供】

国産小麦については、日本国内で堅調な需要がある一方、天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していないことから、小麦需要の多くを輸入で賄う状況が続いている。こうした状況下、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする国際情勢の変化等を受け、食品関係会社を中心に原料の調達先を外国から国内に見直す動きが増えつつある。同社は、創業当初から国産小麦を中心に取り扱っており、安定した国産小麦の供給に貢献している。

同社では、取引先のニーズに応えるとともに、幅広い消費者に安全で高品質な小麦粉を提供する体制を整備することを目的に、2025年5月に食品安全管理に関するJFS-B規格を小麦粉の製粉工程を担う新工場のほか、第一定温倉庫、第二定温倉庫、ストックセンターを対象に取得している。また、今後は海外のマーケットにも国産小麦を展開できるよう、国際標準規格に則ったより厳格な規格であるJFS-C規格の取得を目指している。

【地産地消の推進】

同社は、地元三重県産小麦の利用拡大と生産振興に資するため、「あやひかり」や「ニシノカオリ」等の県内で産出される小麦の約2分の1を同社が仕入れ、小麦粉に加工している。また、三重県産小麦の生産量拡大や地元農家の収量増加を目的に、地元の農家と連携しエンドユーザーのニーズに合わせた小麦の開発等に取り組んでいる。

【徹底した品質管理】

同社は、2022年に会長以下、社員が一丸となって設計した国産小麦専用の新工場を建設した。新工場は、「掃除しやすく汚れにくい工場」がコンセプトになっており、製粉・輸送・集塵など機械の機能ごとに区分けを徹底したことで、衛生的かつ安全に清掃が行き届く環境が形成されている。

特徴①掃除しやすく汚れにくい工場

高速回転で清掃が難しい集塵設備や空気輸送設備を小麦粉の製造場所から外し、徹底的に区分けする事により、衛生的かつ安全に清掃が行き届く環境にこだわっている。



ファン室

特徴②きれいな空気を工場へ

工場の最上階から送り込まれる空気は、防鳥・防虫網を通して、ミストを噴霧する事により埃の侵入を最大限に抑制している。また、冷暖房は地下の井戸水を利用した井水熱交換器を採用することで、夏は外気温より低く、冬は暖かい空気を綺麗な状態を保ったまま工場内に給気し、工場内の衛生環境を高めている。



給気室

特徴③自社設計の製造ライン

新工場は会長をはじめ従業員自らが工場の設計を行い、機械メーカーの協力を得て作り上げた。間取り、機器の配置、配管の並び等、徹底的にこだわり抜いた仕様となっており、生産性の向上のみならず、従業員が安全で働きやすい環境を実現している。



自動小袋充填包装機

【安全管理の徹底】

同社は事業を行う上で、各種規定を遵守し、責任をもって作業を行っている。労働災害への対策としては、定期安全講習会を通じ、機械装置の適切な取扱方法や、熱中症対策などを共有している。職場にあるリスクを共有し、労働災害の大きさを見積り対策を講じるなど、リスクアセスメントの取組を徹底することで、労働災害の発生を抑制し、従業員が安全に働くよう職場環境の整備を続ける方針である。



定期安全講習会の様子

【ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備】

同社は、従業員のワークライフバランスを実現するための取組も積極的に推進していく方針である。同社従業員の2024年度における平均有給休暇取得率は32%にとどまっているため、今後同率を引き上げられるよう、特別休暇の新設を予定しており、有給休暇取得数の増加を図っていく方針である。

また、残業時間についても現在の水準から削減できるよう取組を進める。同社では、経理部門や営業部門ではほとんど残業が発生しないものの、製造部門だけは年間の小麦取扱量が増加傾向にあることから、2024年度の製造部門の残業時間は月平均30時間となっている。今後は、現在2部制の勤務体系(①7:30～16:30、②11:00～18:30)を見直し、シフト勤務を流動的に細かく調整できるよう人事制度を整えることで、1人あたり1日30分、1ヶ月あたり10時間の残業時間を削減できるよう体制を構築する方針である。

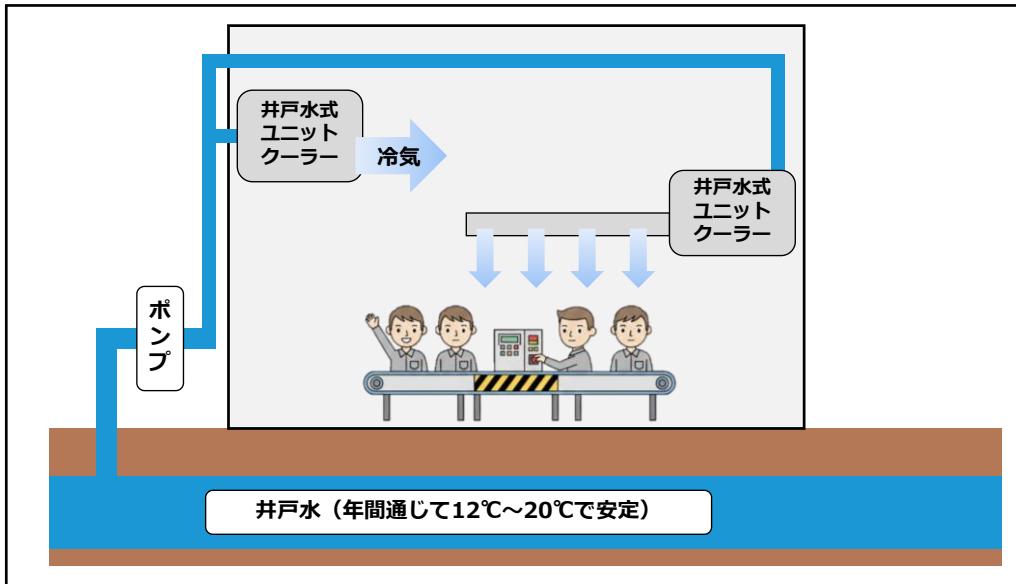
【地元雇用の推進】

本社及び工場はすべて津市内にあるため、通年実施している中途採用活動を通じて地元の雇用創出に貢献している。実際に、2022年から2024年の3年間に3名の三重県内の人材を雇用しており、今後も地元中心に雇用促進を継続していく。

【脱炭素経営の推進】

同社は、1,000kWの自家消費型の太陽光パネルの設置により、工場で使用する電力の約3分の1を賄っている。また、井水熱交換器を導入することで、井戸水を利用して夏は外気温より低く、冬は少し暖かで新鮮な空気を保つことを可能としている。このようにクリーンエネルギーの使用を促進し、GHG排出量の削減に寄与している。今後は、工場や事務所のLED化率が50%にとどま

っているため、順次LEDへの切り替えを進め、消費電力の更なる低減を推進する。



井戸水を利用した空調システムのイメージ図(三十三総研作成)

【社用車のHV/EV化】

同社は、環境負荷低減推進の一環として社用車(営業車・役員車)を順次HV/EVに徐々に切り替えていく方針である。

【製造工程における廃棄物ゼロの継続】

産業廃棄物の削減や、資源の効率的な利用に寄与すべく、小麦粉の製造工程で発生する「小麦ふすま(外側の表皮)」を飼料として販売している。こうした取組により、製造工程で発生する廃棄物は実質ゼロとなっている。今後もこうした取組を継続し、廃棄物ゼロを継続していく方針である。

【三重県産小麦の提供による伝統料理の継承】

同社が製造した三重県産小麦「あやひかり」の小麦粉は、伊勢神宮の参道で江戸時代より愛されている「伊勢うどん」の原料として多くのうどん店で使用されている。江戸時代以前から、三重県では稲の裏作として麦が生産されており、三重県産小麦はこれらの伝統的な料理に無くてはならない存在である。今後も、三重県産小麦の提供を通じ、地域の伝統料理の保存に貢献する方針である。



伊勢うどん

公社)全国学校栄養士協議会 HP
より転載

【適切な賃金の支給】

物価上昇や人手不足などを背景に全国的に賃上げの動きが広がっている。同社では、厚生労働省が実施する「令和6年賃金構造基本統計調査」の全国平均を上回る賃金水準を確保している。

【適切な廃棄物の管理】

工場長は事業所から廃棄される廃棄物の分類を明確にするため、以下の「廃棄物処分の分類表」を定め、適切に管理している。各工程から発生する廃棄物は、該当部門の作業者が「廃棄物処分の分類表」に示す廃棄物の種類ごとに表示したゴミ箱に適正に廃棄することで廃棄物を適切に管理している。

廃棄物の種類	処理方法
食品残渣	産業廃棄物処理
廃プラスチック類	産業廃棄物処理
金属・段ボール	有価物(リサイクル)引取り
木パレ、木材	産業廃棄物(金属取り外し)
その他事業所ゴミ	事業系一般廃棄物処理

廃棄物処分の分類表(環境省 HP を基に三十三総研作成)

【適切な排水管理】

同社では、総務経理部長管理のもと、排水処理施設について「衛生管理手順」に従い虫の誘引や悪臭防止等に留意して管理している。また、合併浄化槽については年1回、清掃業者に依頼し、適切に管理している。

4. 包括的インパクト分析

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同社について三十三総研が定めるインパクト評価の手続きを実施した。UNEP FI コーポレートインパクト評価ツール及び事業内容を踏まえて特定した同社の包括的インパクトは以下の通り。

4-1. 包括的インパクト

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 1061 精穀・製粉業			デフォルト (全業種合算)		修正項目		包括(全体)	
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ
社会	人格と人の 安全保障	紛争 現代奴隸 児童労働 データプライバシー 自然災害						
	健康および安全性	-	●	●	×			●
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水 食料 エネルギー 住居 健康と衛生 教育 移動手段 情報 コネクティビティ 文化と伝統 ファイナンス		●		×	●	
	生計	雇用 賃金 社会的保護	●			×	●	
	平等と正義	ジェンダー平等 民族・人種平等 年齢差別 その他の社会的弱者						
	強固な制度・ 平和・安定	法の支配 市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性 零細・中小企業の繁栄	●			●		
	インフラ	-						
	経済収束	-						
	気候の安定性	-		●				●
自然環境	生物多様性と 生態系	水域 大気 土壤 生物種 生息地		●				●
	サーキュラリティ	資源強度 廃棄物		●			●	

4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目

追加/削除		インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	追加・削除理由
削 除	ポジティブ・ インパクト	社会	健康および 安全性	—	国産小麦と外国産小麦の栄養価に 大きな違いはないため。
	ネガティブ・ インパクト	社会	資源とサー ビスの入手 可能性、アク セス可能 性、手ごろ さ、品質	食料 賃金	同社の商品は不健康な食生活に関 連している商品提供を行っていない ため。 同業他社を上回る賃金水準を確保し ているため。

5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本ファイナンスにおける特定のサステナビリティに関する活動(以下、特定活動)について、以下の通り KPI を設定する。また同活動とポジティブ・インパクト(以下、PI)・ネガティブ・インパクト(以下、NI)の関連性、SDGs(ターゲット)の関連性を記載する。(KPI を設定しない項目を含む)

5-1.KPI 設定項目

特定活動	安心安全な小麦粉の提供		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	食料
KPI	・2032 年度までに JFS-C 規格を取得する。		
取組施策等	安全で高品質な小麦粉を提供するため、2025 年5月に新工場及び第一定温倉庫、第二定温倉庫、ストックセンターを対象に JFS-B 規格を取得。今後は生産工程の更なる安全性の向上とともに、適切な生産管理のもとで製造された安心安全な国産小麦を世界中に広げることを目的に、国際標準規格に則った JFS-C 規格の取得を進める。		
関連する SDGs	2.4 2030 年までに生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭(レジリエント)な農業を実践する。 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。		 

特定活動	地産地消の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会経済	零細・中小企業の繁栄
KPI	・2032 年度までに、三重県産小麦の取扱量を 20% 増加させる。(2018~2024 年度の7年中5年平均: 6,766t)		
取組 施策等	地元三重県産小麦の利用拡大と生産振興に資するため、「あやひかり」や「ニシノカオリ」等の県内で産出される小麦の約2分の1を同社が仕入れ、小麦粉に加工している。今後は、地元の生産農家と連携した小麦の開発を推進することで、三重県産小麦の生産量拡大を進める方針である。		
関連する SDGs	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。		

特定活動	安全管理の徹底		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	社会	健康および安全性
KPI	・重大な労働災害の発生件数0件を達成し、その後0件を維持する。(2022 年度実績: 1件、2023 年度実績: 1件、2024 年度実績: 1件)		
取組 施策等	定期安全講習会を定期的に開催し、ヒヤリハットなどの事例について社内全体で情報共有を図ることで労災事故を未然に防ぐ取組を行っている。		
関連する SDGs	3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。		

特定活動	ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	社会	健康および安全性、社会的保護
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2032 年度までに平均有給休暇取得率を 50%以上にする。(2024 年度実績: 32%) ・2032 年度までに、製造部門における月間の残業時間を平均 20 時間以内にする。(2024 年度実績: 月平均 30 時間) 		
取組 施策等	法令遵守はもとより、エンゲージメントの向上等を通じ従業員が働きやすい環境の提供に努めている。今後は特別休暇の新設を行うことで、有給休暇の取得を推進するとともに、残業が常態化している製造部門においても、勤務形態の見直しにより残業時間の短縮に取り組む方針である。		
関連する SDGs	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。		 8 働きがいも 経済成長も

特定活動	地元雇用の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	雇用
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2032 年度までの地元の採用人数を合計5人以上に増加させる。(2022～2024 年度実績: 合計3人) 		
取組 施策等	従前は中途採用が中心だったが、今後は若手従業員を積極的に採用し、スキルを磨き上げることで、サービス及び経営体制の強化を進める計画としている。		
関連する SDGs	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。		 8 働きがいも 経済成長も

特定活動	脱炭素経営の推進 社用車の HV/EV 化		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	気候の安定性
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 2032 年度までに、工場及び事務所の LED 照明化率を 100% にする。(2024 年度実績: 50%) 2032 年度までに保有する社用車のうち、HV/EV 等の環境に配慮した車両の割合を 80% へ引き上げる。(2024 年度実績: 20%、10 台中 2 台) 		
取組 施策等	2023 年に新設した工場は、LED 照明や地下水を利用した空調システム等、環境負荷を考慮した設備である。今後は、1977 年に建設された旧工場の LED 化を進める方針である。また、現在保有する社用車のうち、環境に配慮した車両は 20% にとどまっているため、順次切り替えを進め 80% 以上へ引き上げる目標を掲げている。		
関連する SDGs	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。		 

特定活動	製造工程における廃棄物ゼロの継続		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	資源強度、廃棄物
KPI	・小麦の製造工程における廃棄物ゼロを継続する。(2024 年度実績: ゼロ)		
取組 施策等	小麦を製粉する工程で発生する「小麦ふすま」は、地元の畜産業者に飼料として提供しており、製造工程で発生する廃棄物は実質ゼロである。今後も副産物の有効活用を徹底し、廃棄物ゼロを維持する方針である。		
関連する SDGs	12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		

5-2. KPI 非設定項目

特定活動	三重県産小麦の提供による伝統料理の継承		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	文化と伝統
取組 施策等	同社が製造した三重県産小麦「あやひかり」の小麦粉は、伊勢神宮の参道で江戸時代より愛されている「伊勢うどん」の原料として多くのうどん店で使用されている。江戸時代以前から、三重県では稲の裏作として麦が生産されており、三重県産小麦はこれらの伝統的な料理に無くてはならない存在である。今後も、三重県産小麦の提供を通じ、地域の伝統料理の保存に貢献する方針であるが、今後の取組について特筆するものがいため、KPI は設定しない。		
関連する SDGs	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。		 11 住み続けられるまちづくりを

特定活動	適切な賃金の支給		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	賃金
取組 施策等	物価上昇や人手不足などを背景に全国的に賃上げの動きが広がっている。同社では、厚生労働省が実施する「令和6年賃金構造基本統計調査」の全国平均を上回る賃金水準を確保しているが、今後の取組について特筆するものがいため、KPI は設定しない。		
関連する SDGs	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。		 8 働きがいも 経済成長も

特定活動	適切な排水管理		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	水域
取組 施策等	排水処理施設について「衛生管理手順」に従い適切に管理している。水の法定排出基準の遵守によりネガティブ・インパクトは十分抑制されていることから KPI は設定しない。		
関連する SDGs	6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。		 6 安全な水とトイレを世界中に

6. サステイナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、樋口玄代表取締役を最高責任者とし、中野経理総務部長が中心となって日々の業務やその他活動を棚卸し、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsの17のゴール・169のターゲットとの関連性について検討を行った。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間において、中野経理総務部長を中心にKPIの達成状況を定期的に確認・協議を行うなど、推進体制を構築し、各部署において実行していく。

最高責任者	代表取締役社長 樋口 玄
管理責任者	経理総務部長 中野 佑斗

7. モニタリング

本件で設定したKPIの進捗状況は、同社と三十三銀行の担当者が年に1回以上の会合を設けることで確認する。モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、三十三銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPIの達成を支援する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業に対するファイナンスに適用した融資である。

同社は、上記評価の結果、本件ポジティブ・インパクト・ファイナンスの成立期間を通じてポジティブな影響の強化とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、三十三銀行は年に1回以上その影響を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、三十三総研が、三十三銀行から委託を受けて作成したもので、三十三総研が三十三銀行に対して提出するものです。
2. 三十三総研は、依頼者である三十三銀行及び三十三銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、三十三総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワークに適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件問合せ先〉

株式会社三十三総研

調査部 研究員 高川 純一

〒510-0087

三重県四日市市西新地 10 番 16 号

第二富士ビル4階

TEL:059-354-7102 FAX:059-351-7066

第三者意見書

2025年12月12日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

平和製粉株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社三十三銀行

評価者：株式会社三十三総研

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスカouncilがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社三十三銀行（「三十三銀行」）が平和製粉株式会社（「平和製粉」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社三十三総研（「三十三総研」）による分析・評価を参考し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクエアがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。三十三銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、三十三総研と共同でこれらのツールを参考した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、三十三銀行及び三十三総研にそれを提示している。なお、三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大企業以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

三十三銀行及び三十三総研は、本ファイナンスを通じ、平和製粉の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、平和製粉がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

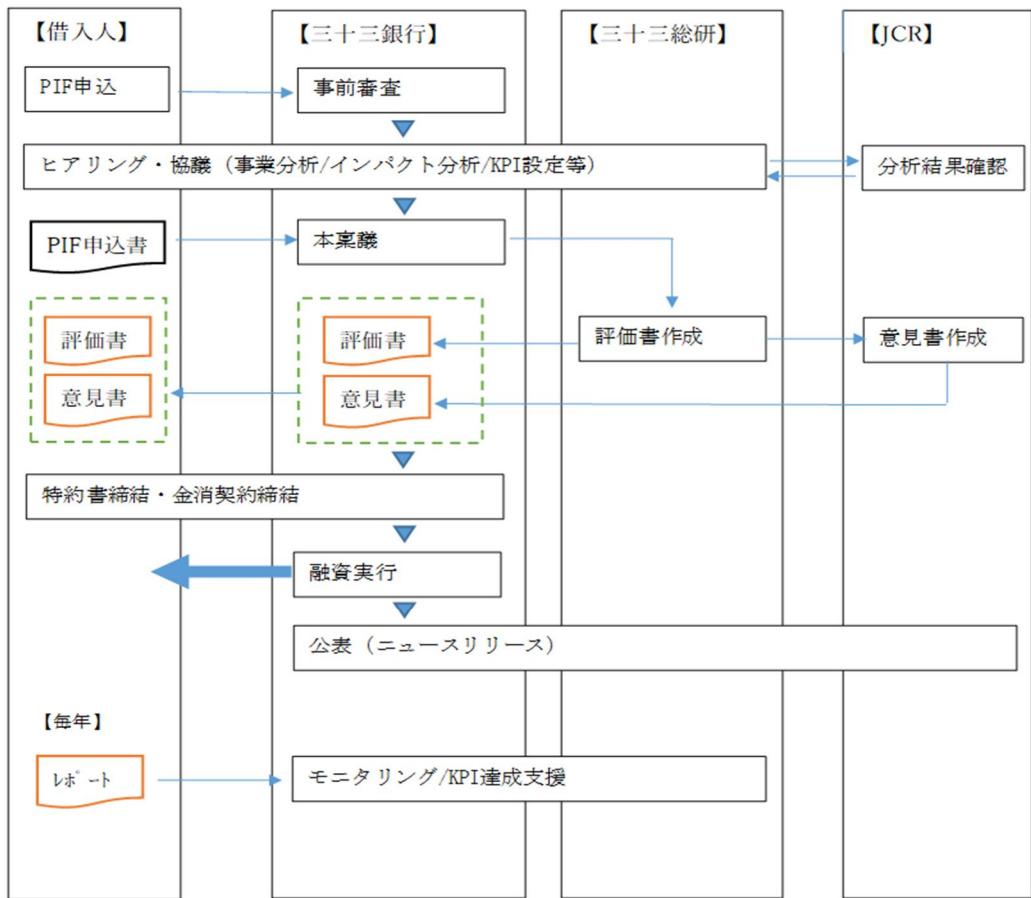
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、三十三銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：三十三銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、三十三銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、三十三銀行からの委託を受けて、三十三総研が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て三十三総研が作成した評価書を通して三十三銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、三十三総研が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参考しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方の整合性であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である平和製粉から貸付人である三十三銀行及び評価者である三十三総研に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワードフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

任田 卓人

任田 卓人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススクォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはできません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススクォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、または他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- 国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- EU Certified Credit Rating Agency
- NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル